

ひとりで悩まずに

ご相談ください



立川市にお住まいの方で、生活や仕事でお困りの方は、どなたでも相談できます。

立川市くらし・しごとサポートセンター

〒190-0013 立川市富士見町2-36-47

受付時間：8:30～17:15 月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

まずは電話でお問い合わせください。

☎ **042-503-4308**

一人ひとりに応じた支援を行います

□自立相談支援事業（生活の安定・自立に向けた相談支援）

あなただけのプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

□相談から支援までの流れ（秘密厳守・相談無料）

- ①相談 ご本人やご家族等が来所またはお電話でご相談ください。
- ②プラン作成 相談支援員が自立に向けた支援と一緒に考え、支援プランを作成します。
- ③支援 さまざまな機関と連携し、支援を行います。



本人に応じた具体的な支援内容（生活困窮者自立支援法の各事業）

住居確保給付金の支給

一定の要件を満たす方に対する“住まいの確保”を目的とした給付金です。

- ・就職活動を支えるための家賃の補助
- ・家計の立て直しのための転居費用の補助

※対象者、支給要件、支給額等お問い合わせください。

家計改善支援事業

家計の見直しなどを一緒に行い、家計管理に関する相談やアドバイスをを行います。

就労支援事業

就職に結びつかない方のために、日常生活の見直しから、職場でのコミュニケーションまで、悩みに寄り添い、就職への支援を行います。

※「就労サポートたちかわ」により実施

その他の支援

・生活福祉資金貸付制度

失業や病気等による一時的に必要な生活費や高校・大学等の教育費等の貸付け

・受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用を一定所得以下の世帯へ貸付け

・関係機関と連携した支援等

行政・医療・福祉サービス、ハローワーク、法テラス、弁護士などの専門機関と連携した支援